十八、株式会社うかいやに対する件

昭和四十五年（排）第二号

排除命令

兵庫県揖保郡太子町東出二百六十二番地の一

株式会社　うかいや

右代表者　代表取締役　朝生一郎

当員委会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一。株式会社うかいやは、昭和四十四年七月十日から同月三十一日までを期間とし、「創業五周年・新装一周年記念謝恩抽籤会」と称して行なつた懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項および第三項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」

第一項および第三項の規定に違反する行為を再び行なつてはならない。

三、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、同社は、第一項の規定に基づいて公示を行なつたときは、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社うかいやは、肩書地に店舗を置き、主として飲食業、公衆浴場業および洗車業を営む事業者である。

同社は、一般消費者を対象に、「創業五周年・新装一周年記念謝恩抽籤会」と称して、昭和四十四年七月十日から同月三十一日までを期間とし、同社店舗内の食券売場などに応募用紙を置くことにより、来店者のうち主として購買者に対し当該応募用紙を配布し、抽せんにより、特賞乗用車（四十五万二千円相当）一本、一等カラーテレビ（十九万円相当）一本、二等カーステレオ（一万五千円相当から一万八千円相当）五本、三等カーステレオテープ（千五百円相当から千八百円相当）二十本、四等食事券（千円相当）二百本、五等洗車券（五百円相当）またはサウナ券（三百円相当）二千本その他の景品類を提供した。

しかるに、当該懸賞に係る最低の取引の価額は、二十円であつて、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、四百円である。よつて、前記景品類中、特賞、一等、二等、三等、四等および五等の洗車券の景品類の価額は、この制限をこえるものである。

また、当該懸賞に係る取引の予定総額は、二千二百万円であつて、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、四十四万円である。よつて、前記景品類の価額の総額約二百二十万円は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、株式会社うかいやの行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項および第三項の規定に違反する。

昭和四十五年一月二十一日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子